

再交付・書替申込み案内

再交付申込書を送付する前にお電話（☎029-225-8881）をください。

はじめに

当連合会で行う修了証の再交付または書替の対象は、「茨城労働基準協会連合会」で発行した「技能講習修了証」に限ります。修了証を発行した教習機関がわからない場合は、「技能講習修了証発行事務局」（☎03-3452-3371、3372 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館4F）で発行元を確認してください。

必要書類等について

紛失・盗難・破損等で再交付申請をする方の手続きに必要なもの

- ・申込書
- ・手数料 1 件につき 2,100 円
- ・印鑑(申請書に捺印)
- ・修了証用写真1枚(縦 36 mm×横 24 mm、上半身脱帽)
- ・身分証明書の写し(自動車免許証・健康保険証・在留カード等)
- ・破損した修了証(当連合会発行)

氏名に変更があった方の書替申請手続きに必要なもの

なお、本籍地の変更については手続きの必要はありません。(平成 29 年 4 月 1 日から施行)

- ・申込書
- ・手数料 1 件につき 2,100 円
- ・印鑑(申請書に捺印)
- ・修了証用写真1枚(縦 36 mm×横 24 mm、上半身脱帽)
- ・変更があった氏名の経緯が分かる公的な証明書(戸籍抄本
又は自動車免許証の裏面に訂正のあるもの)
- ・現在お持ちの修了証(当連合会発行)

申請方法

当連合会へ直接来所による申請

平日の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分の間に上記必要書類等を揃えた上、当連合会までお越し下さい。

郵送による申請

上記必要な書類と返信用封筒【定形封筒に返信先を明記し、切手 392 円(修了証 1~2 件は 392 円、3~5 件は 402 円)(簡易書留扱い)】を揃えたうえ、現金書留にてご郵送してください。

【郵送先】〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階
一般社団法人 茨城労働基準協会連合会 宛